



1

地域コミュニティの活性化

現状と課題

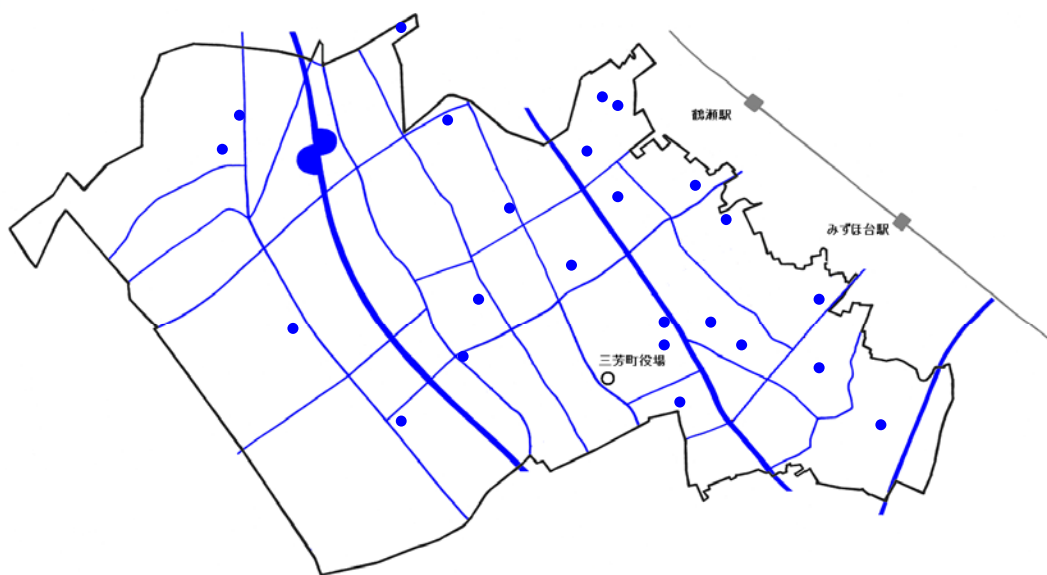
町には14の行政連絡区があり、これらを構成団体とした「三芳町コミュニティ推進協議会」が組織されて、ごみゼロ運動などの各種の地域活動を行っています。

また、自治組織や老人クラブ、子ども育成会などの組織活動をはじめとして、地域ごとにコミュニティ活動が展開されてきました。

しかし、近年、都市化や核家族化の進展などによって、人々の価値観やライフスタイルが大きく変化し、個人を重視する価値観の高まりとともに、となり近所など地域との連帯意識や行政連絡区・自治会への参加意識が薄れてきており、特に若者などの地域活動への参加促進策が必要になっています。また、住民が地域に愛着をもち、誇れるまちにするため、それぞれの地区の特性を活かしたまちづくりを推進することが求められています。

さらに、各種ボランティアやNPO等の自発的な非営利活動をはじめとしたまちづくり団体等との協力関係を築き、活動の支援や育成を図る必要があります。特に、地域からのコミュニティに関する情報を、住民が身近に入手できる体制の構築が必要です。

【地区集会所位置図】



今後の施策

①行政連絡区制度の充実

まちづくり、地域づくり、人づくりの実践の中心的な役割を地域活動に置き、自治意識・共同体意識の高揚を促す単位である行政連絡区の円滑な事業の推進を図るため、リーダー研修等による人材育成に努めます。また、行政連絡区活動の現状把握に努めるとともに、町内外の活動事例等の情報提供を促進するなど、制度の充実を図ります。

②コミュニティ施設の整備と有効活用

コミュニティ活動の拠点となる集会所等の整備については、住民の参加による検討を行い、既存施設も含め、住民が活動しやすい施設整備を計画的に進めます。

また、学校教育施設をはじめとする公共施設を、地域コミュニティ活動の場として積極的に開放し、地域住民の相互交流を促進し、有効活用を図ります。

③ふるさと意識とコミュニティ意識の醸成

住民のふるさと意識、コミュニティ意識の醸成と活力、賑わいの創出を図るため、地域行事の活性化を促進します。また、学校教育や生涯学習などを通じた情報提供やふるさと学習、体験学習を充実します。



2

住民参画とNPO・企業・大学等の活力導入

現状と課題

住民がくらしやすいと感じられるまちづくりを展開するには、主人公である住民自身が積極的にまちづくりに参加することが不可欠です。また、住民がまちづくりについて主体的に考え、行動するためには、町の現状や施策・事業についての行政情報が公開されていることが大前提となります。

町では、これまでも、各分野の事業に実行委員会や企画委員会の形式をとり入れたり、生涯学習や福祉等の分野でボランティアやサポーターの公募、ネットワーク化を推進してきました。また、審議会の委員公募を実施したり、合併協議や基本構想作成の際は、地域懇談会や団体懇談会を実施するなど、関連する行政情報の積極的な公開とともに、まちづくりへの住民参加を推進しています。

しかし、今後「パートナーシップのまちづくり」をさらに前進させていくためには、「住民参画」や「協働」の理念が、特定行政分野に限らず、総合的に運用されるシステムづくりが必要になります。また、まちづくりへの提案や意見にとどまらず、住民自らが主体的に行動できるよう、自治意識の高揚を図っていくことが求められます。特にさまざまな分野のまちづくりボランティアが情報交流し、力を高めあえるような環境づくりが求められています。

さらに、こうした協働のまちづくりを推し進めるために、NPOや大学等との連携や町内企業の協力など、民間活力を積極的に導入するとともに、行政の責任として協働による施策の展開を適切にマネジメントし、まちぐるみで地域課題の解決をしていくことが必要となります。



今後の施策

①企画段階における住民参画の推進

住民参画のもとに各分野の施策・事業の現状と課題を分析し、施策提案へ結びつける「まちづくり委員会」等の制度を検討するとともに、各地域の要望に応じて町政に関する「地域懇談会」などの開催を推進するほか、広報みよしや町ホームページ等を活用した重要施策に対する「パブリックコメント」の募集についても制度化を進めます。また、各行政分野の事業の企画立案において、住民参加による企画委員会などの参加機会の拡充を図ります。

②施策決定過程における住民参画の推進

各行政分野に条例や規則等で設置が義務づけられ、主要な計画の決定過程で重要な機能をもつ各種審議会等の委員について、法令上可能な範囲で、住民公募を推進します。

③事業実施における住民参画の推進

住民のまちづくり学習や交流事業を住民と同じ目線で支援したり、まちづくり活動の参加層を拡大する機能を担う「事業サポーター」等を各行政分野に導入したり、住民の参画が可能な事業分野を体系化して、住民が利用しやすいように配慮した「人材バンク制度」を創設するなど、住民が幅広く参加しやすい環境づくりを推進します。

また、あわせて、施策・事業に対する「住民モニター制度」についても、有効な手法を検討します。

④NPOやまちづくり団体、企業、大学との協働

NPOや団体の自主性・自立性を尊重しつつ、総合的支援を行いながら施策の連携を図ることにより、その専門的知識や技術、経験をまちづくりに活かすことができるよう、協働で地域課題を解決する環境を醸成します。また、大学等研究機関の協力による住民学習の支援や学生参画によるまちづくり活動などについても協働体制の構築を図ります。

さらに、まちづくり課題の解決に向けた企業等からの技術協力、提案、共同開発など、企業と行政の協働システムの構築を検討します。

⑤まちづくりボランティアの育成とネットワークづくりの促進

まちづくりに関わってみたいという住民の意欲を支援し、行政の各分野で受け入れ可能なシステムの構築を図って、積極的にまちづくり活動の層を広げるとともに、すでに活躍しているボランティア相互のつながりあいや高めあいの機会を演出して、住民主体のまちづくり活動の体系的な展開を促進します。



3

行政情報の積極的な公開

現状と課題

町では、住民の町政への参加を促進することを目的として、平成11年度（1999）から情報公開制度を導入し、開かれた町政を進めてきました。また、広報みよしや町ホームページを通じて、可能な限り行政各分野の計画や各種制度のしくみ、財政情報などを公開しています。各種の統計についても、「統計みよし」にまとめ、行政や関連機関の基礎資料とするほか、町ホームページにも公開してきました。

しかしながら、行政需要の増大、住民ニーズの多様化が進む中、住民の理解と協力を得ながら町政を進めるには、今後さらに、住民が必要とする行政情報を積極的に提供・発信するとともに、情報公開制度の普及・活用を促進するなど、多様な住民参加の体制づくりを研究することが求められています。

住民参加を自治体運営の基本的かつ主要な事項に位置づけ、住民の積極的な町政への参加と行政の意識改革を促進するために、情報公開の統一された基準づくりなど、新たな方策を検討する必要があります。



今後の施策

①行政情報公開の推進

行政分野ごとに、情報公開に対する考え方や内容などに違いや偏りがみられることから、施策の立案・決定・実施の各段階に住民が参加しやすい環境づくりをめざして、体系的に公開手法を研究します。

住民が必要としている情報、知りたい情報を住民の立場に立って積極的に情報発信していくため、情報公開制度の普及や情報資料室の活用、各種統計資料の利活用とともに、統一した情報公開の基準づくりを推進します。

②住民のまちづくり学習支援

住民が町政に関する理解を深めたり、まちづくりへの住民参加意欲を高めるため、地域や団体の求めに応じて、「出前講座」を開催するなど、職員の専門知識を生かして、各種行政制度の普及を図るとともに、住民のまちづくり学習を支援します。



4

住民交流の促進と余暇活動の支援

現状と課題

週休2日制や学校週5日制の定着など、生活様式の変化により、自由時間の過ごし方も多種多様化しています。また、社会全体の生活意識の変化により、「ゆとりのある生活」や「心の豊かさ・充足感」、あるいは「癒しの機会」などが求められています。

町の地域交流の機会としては、春と夏に行われる伝統的な木の宮地蔵の縁日や各地区で行われる夏祭り等があります。また、全町的なものとしては、毎年9月に行われる「みよしまつり」が、町をあげてのイベントとして住民の間にも定着してきました。そのほか、分野ごとにそれぞれの日常活動の特色を活かした形で、「産業祭」や「福祉まつり」「子どもフェスティバル」「町民文化祭」「体育祭」「資料館まつり」「中公フェスタ」など、住民参画によるさまざまなイベントが開催されています。

住民の協働によるまちづくりの視点から、地域のコミュニティ活動や住民交流の機会は、ますます重要な課題となりつつあります。人々が集い、余暇を楽しみながら地域の交流を深めていくためには、住民の余暇活動のニーズの把握や日常的な交流と憩いの場の確保、交流機会としてのイベントやレクリエーション活動の支援、各種余暇・交流活動の情報提供などを進めていく必要があります。特に、青少年の居場所の確保をはじめとして、高齢者や子育て世代等が安全に過ごせる身近な公園の整備、住民が自然環境に親しむことのできる空間の創出など、現代的な課題として取り組んでいくことが求められています。



今後の施策

①特色を活かしたイベントや交流企画の充実

町の伝統的な祭りやお囃子などの伝統行事を継承していくとともに、「みよしまつり」などの住民と行政の協働による全町的イベントを開催し、地域交流活動の充実を図ります。

②余暇空間の創出

公園や広場、雑木林や遊歩道など、住民の「憩いの場」「うるおいの場」「癒しの場」となる余暇空間の創出を図るとともに、明日への活力の源となる文化・スポーツ・レクリエーション機能の充実や青少年の居場所づくりに努めます。





5

男女共同参画の推進

現状と課題

社会情勢の急速な変化の中で、男女が対等な立場で、それぞれの個性と能力を発揮できる社会の実現が重要な課題のひとつとなっています。法制度においては男女平等に向けた条件整備が進んでいますが、個人の意識や社会環境には、依然として性別役割分担に基づく慣習や行動が多く残っています。女性への暴力や仕事と子育ての両立などの問題は、社会全体として取り組むべき課題となっています。性別にとらわれることなく、男女が共に社会や家庭生活に参画し、充実した安心の暮らしを築くことができる環境が求められています。

町では、平成12年度(2000)に「みよしまち 女(ひと)と男(ひと)の共同参画プラン」を策定し、男女が共に参画できるまちづくりを推進しています。住民と共に施策を推進するため、平成14年度(2002)に「男女共同参画推進会議」を設置して、セミナーや情報誌の企画などに取り組んできました。

また、女性が抱えるさまざまな問題や悩みを解決するための支援として、カウンセラーによる女性相談を開設するなど、相談窓口の充実を図っています。

今後は、住民・学校・企業との連携を図りながら、男女が共に自立して尊重しあい、責任を担いながら参画できる社会づくりへ向けて、条件整備と意識改革をさらに進める必要があります。



今後の施策

①男女共同参画の促進と意識の高揚

家庭生活、地域活動、就業の場など、あらゆる分野において男女共同参画の視点を促し、その主流化に努めます。また、互いの性の理解を促すため、共同参画の意識づくりに向けた教育や啓発・広報活動を推進します。さらに、女性が抱えるさまざまな悩みや健康問題等に配慮した相談・支援体制の整備を進めます。

②審議会委員等への女性参画促進

政策方針決定過程への女性参画を促進するとともに、リーダー養成など人材の育成に努めます。また、町の審議会等における女性の参画について、男女共同参画推進会議の提言を尊重しながら、目標値を設定して取り組みます。

③推進体制の充実と条例整備の促進

共同参画に関する調査研究、計画策定、進捗状況の公開などを進めるとともに、全庁的な推進体制の充実を図ります。また、男女共同参画推進会議の体制強化と住民主体の共同参画活動の支援に努めます。

さらに、町の特徴を活かした男女共同参画のまちづくりを進めるために、住民参画による条例の整備を促進します。

④住民・学校・企業との連携

住民・学校・企業との連携を図りながら、共に働きやすい職場環境、家庭と就労が両立しやすい環境、家事・育児・介護等への男性参加、男女平等教育などの条件整備を効果的に推進します。



6

人権尊重・国際平和

現状と課題

21世紀は「人権の世紀」といわれるように、人権尊重の意識の高まりは世界的な潮流となっています。人権が尊重され、誰もが自分らしくいきいきと暮らせる社会を実現するためには、一人ひとりが日常生活におけるさまざまな問題を人権の視点から見つめ、お互いを尊重しあうよう心がけることが大切です。

しかしながら、今日においても、同和問題や女性、子ども、高齢者、障がい者などに対する差別や偏見が存在しており、近年では、セクシュアル・ハラスメント※やドメスティック・バイオレンス※などの女性に対する暴力、児童虐待、プライバシーの侵害などが社会問題化しています。

住民の人権を擁護し尊重していくことは、まちづくりの基本です。住民一人ひとりが、人権について正しく理解し、お互いを尊重しあいながら共生社会の実現に向けて努力することが求められます。町では、これまでも、各分野でさまざまな人権問題の解決に向けた啓発や教育を推進してきました。今後はさらに、人権教育推進協議会など関係機関との連携を強化し、人権意識の高揚を図るとともに、相談事業等の充実に努める必要があります。

安全・安心なくらは住民の変わらぬ願いであり、「平和」はその最も重要な要素です。今後は、人権の尊重が平和の基礎であることをふまえながら、住民の平和意識の高揚を図り、国際社会を構成する一員として、人間らしく幸せに暮らす権利が互いに尊重される社会の実現をめざして施策を推進することが必要です。

※セクシュアル・ハラスメント＝職場などで女性に対して行われる性的、差別的な言動等のいやがらせ

※ドメスティック・バイオレンス＝夫や恋人など親密な関係にある男性から女性へ向けられた暴力のこと



今後の施策

①人権尊重意識の高揚

住民一人ひとりがあらゆる人権問題に対する正しい理解と認識を深められるよう、講演会、研修会の開催や啓発パンフレットの配布を実施するなど、あらゆる機会を通じて啓発活動を推進し、人権意識の高揚に努めます。

②人権教育の推進

学校教育や生涯学習の場において、人権尊重に関する学習機会の拡充に努めるとともに、自らの課題として取り組めるような人権教育を推進します。

③各種相談事業の充実

社会生活や家庭生活に関する法律上の問題やさまざまな人権問題についての解決を図るため、庁内関係部署の連携によって住民が相談しやすい体制づくりを推進し、相談事業の充実を図ります。

④ドメスティック・バイオレンスの防止と救済対策の充実

ドメスティック・バイオレンスを防止するための教育・啓発活動を行うとともに、関係機関とのネットワークづくりを進め、被害者支援対策の充実を図ります。

また、シェルターなどの被害者支援活動に対する支援や情報提供に努めながら、加害者対策についても検討を行います。

⑤子どもの人権擁護

虐待などから子どもの人権を擁護するため、相談体制の充実と関連機関のネットワーク化を図るとともに、早期発見などの地域協力を促します。

⑥平和意識の高揚

平和で豊かな社会を次の世代に引きついでいくため、平和についての住民の意識を高めます。



7

地域の国際化

現状と課題

本格的な国際化時代を迎えた今日、政治、経済、文化、環境等のあらゆる分野において多様な活動が地球規模で展開されています。また、地域の日常生活においても、さまざまな場面で世界と密接につながっていることを実感できるようになり、海外との距離は急速に縮まってきました。インターネット等を通じて世界の情報が瞬時に取得できたり、仕事や旅行などで海外に行く機会も増えるなど、住民が世界の人々や文化に接する機会は今後ますます増えていくものと思われます。

こうした国際化の進展とともに町内在住の外国人の数も年々増加しており、在住外国人にとっても住みよいまちづくりが求められています。住民が異なる文化や生活習慣について相互理解を深め、地域の中で共に暮らす隣人として生活できる「多文化共生社会」の実現が重要な課題となっています。

町では、これまで住民の国際理解や国際感覚の醸成を図るための交流事業をはじめ、地域の国際化の基盤づくりを進めてきました。また、NPOなどの民間団体等による在住外国人の支援や交流が主体的に進められてきており、こうした活動と連携しながら国際化関連施策を進めています。

今後も住民による多様な活動が、継続・発展していくよう側面から支援していくことが重要です。行政としても地域社会の動向に注視しながら、より一層国際化に対応したまちづくりを進めるために、人材の発掘・育成や交流機会の拡充、情報提供などに努める必要があります。



今後の施策

① 国際理解学習と交流事業の推進

文化の異なる住民が互いに理解しあい、同じ地域住民としての意識を高めていくため、諸外国の文化や生活習慣に対する正しい認識を深める学習や交流の機会の提供に努めるなど、関連事業を推進し、住民の国際意識の醸成を図ります。

② 在住外国人の日本語学習や生活の支援

在住外国人が戸惑いなく日常生活を送ることができるように、情報提供や相談体制の充実、日本語ボランティア等の支援などに努めるとともに、地域社会におけるさまざまな交流やまちづくりへの参加を促進します。

③ NPO等との連携や民間交流の支援

住民参加の国際交流を効果的に促進するため、民間団体をはじめ、住民の交流活動への積極的な支援を行います。また、関連NPO等の活動が継続的に行えるような支援を充実させて、連携を強化します。

④ 行政情報の多言語化の推進

くらしの情報や表示、防災情報などの多言語化を促進するとともに、日本語による情報についても、在住外国人に配慮したわかりやすい提供に努めます。

